工事請負契約書

1 工事の番号・名称 第 号 工事

2 工事の場所

着 工 令和 年 月 日

3 工 期

完成 令和 年 月 日

4 工事請負代金の額 金 円也 うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円也

- 5 契約保証金
- 6 特記事項
 - 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事で ある場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容 を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を 発注者に報告しなければならない。

(注 この特記事項は、工事に伴い工事現場から建設発生土の搬出が発生しない場合は、特記しない。)

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条 第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源 化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記 名押印をして契約当事者相互に交付すること。

(注 この特記事項は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事に該当しない場合は、特記しない。)

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款 の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を 締結する。

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

- 第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が 受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とす ることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と 当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者 の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第3 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

【書面契約による場合】

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子契約による場合】

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

(注 当該契約の方法に応じて、選択的に適用する。)

令和 年 月 日

発注者 福島県 福島県いわき建設事務所長 〇〇 〇〇

受注者 住所 氏名